

千葉県青少年団体連絡協議会 社会教育活動 特別功績証明書 発行規程

千葉県青少年団体連絡協議会（以下、「本協議会」という。）は、千葉県内の青少年団体活動の発展を図り、青少年健全育成に寄与することを目的としている。本協議会に加盟する団体は、青少年の社会教育団体として団体独自の目的および教育方法に基づき、継続的かつ積極的に活動している。本協議会の目的達成のための事業の一つとして、本規程を定める。

1. 目的

本協議会は、加盟団体に所属する会員で、第4項に定める基準を満たし、かつ所属団体長の推薦する者（以下、「適格者」という。）に対し、社会教育活動特別功績証明書を発行する。

2. 発行

発行は、適格者の所属団体長からの申請に基づき、本協議会長名にて千葉県内の私立高等学校受験校の学校長宛てに発行う。

ただし、発行は、1人1校を原則とする。

3. 発行時期

出願時とする。

4. 発行基準

次の全てを満たし、所属団体長が責任を持って推薦する者とする。

- (1) 所属団体の単位組織の年間活動に、異年齢グループ活動、諸体験活動、奉仕活動が含まれていること
- (2) 推薦依頼時点までに、3年以上継続して所属団体の単位組織の活動に参加している者であること
- (3) 所属単位団において、積極的に活動に参加している者であること
- (4) グループ（団体）活動において、リーダーシップの発揮できる者であること
- (5) 今後も継続して活動を続ける者であること

5. 受験結果の報告について

各団体からの依頼により発行した「特別功績証明書」については、各校長会に報告をするため、各団体は必ず入学可否の結果を報告すること。

6. 制定日

平成11年12月2日

平成23年11月4日 一部改正、

平成27年10月1日 一部改正

令和5年7月1日 一部改正

以 上